

=====公布された規則のあらまし=====

◇現業職員の給与に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様の改定を行う。

2 規則の概要

(1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正

給料月額を1.8パーセント引き下げる。

(2) 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正

給料表の切替えに伴う経過措置の廃止に伴う経過措置による給料の額についても、(1)と同様に引き下げる。

(3) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部が改正され、解体等工事を施工する者に石綿含有材料等の有無に関する事前調査の結果の記録の保存が義務付けられたこと等に伴い、事前調査の方法を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 石綿含有材料等の有無に関する事前調査は、次のとおり行うものとする。

ア 建築士等の石綿に関し一定の知見を有する者が目視又は設計図書等の確認により行い、これらの方法により石綿含有材料等の有無が明らかでないときは、材料等の分析によること。

イ 調査の方法等一定の事項を記録簿等に記録し、当該記録簿等を調査の終了の日から5年間保存すること。

ウ イの記録簿等は、解体等工事を施工している間、解体等工事の場所に備え付けること。

(2) 石綿粉じん排出等作業の実施の届出の対象となる工事は、次のとおりとする。

ア 石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業であって、当該作業に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10平方メートルを超えるもの

イ 石綿セメント管に係る石綿粉じん排出等作業であって、当該作業により撤去する石綿セメント管の延長が10メートルを超えるもの

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇養ほう振興法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

養ほう振興法及び養ほう振興法施行規則の一部改正に伴い、同法に基づく届出書等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 蜜蜂の飼育届、転飼許可申請書等の様式を改める。

(2) 職員が養蜂業者に対して立入検査をする場合に携帯する身分を示す証明書の様式について定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成25年1月1日とする。